

書面揭示事項

わかば薬局大高店

◇ 調剤基本料に関する事項

当薬局は、厚生労働省所定の調剤基本料 1 の基準を満たしており、厚生労働省所定の点数を算定しております。

◇ 調剤管理料に関する事項

当薬局では、調剤管理料を算定しております。

患者様やご家族等から収集した投薬歴、副作用歴、アレルギー歴、服薬状況等の情報、お薬手帳、医薬品リスク管理計画（RMP）、薬剤服用歴等に基づき、薬学的分析および評価を行ったうえで、患者様ごとに薬剤服用歴への記録や必要な薬学的管理を行っています。必要に応じて医師に処方内容の提案を行います。

◇ 服薬管理指導料に関する事項

当薬局では、服薬管理指導料を算定しております。

患者様ごとに作成した薬剤服用歴等に基づいて、処方された薬剤の重複投薬、相互作用、薬物アレルギー等を確認した上で、薬剤情報提供文書により情報提供し、薬剤の服用に関して基本的な説明を行っています。薬剤服用歴等を参照しつつ、服薬状況、服薬期間中の体調変化、残薬の状況等の情報を収集した上で、処方された薬剤の適正使用のために必要な説明を行います。薬剤交付後においても、必要に応じて指導等を実施しております。

◇ 地域支援体制加算に関する事項

当薬局では、以下の基準を満たし、地域支援体制加算 2 を算定しております。

- 1200 品目以上の医薬品の備蓄
- 他の保険薬局に対する在庫状況の共有・医薬品の融通
- 医療材料・衛生材料の供給体制
- 麻薬小売業者の免許
- 集中率 85%の場合、後発医薬品の調剤割合が 50%以上
- 当薬局で取扱う医薬品にかかる情報提供に関する体制
- 診療所・病院・訪問看護ステーションとの連携体制
- 保険医療・福祉サービス担当者との連携体制
- 在宅患者に対する薬学管理・指導の実績(薬局あたり年 24 回以上)
- 在宅訪問に関する届出・研修の実施・計画書様式の整備・揭示等
- 医薬品医療機器情報配信サービスの登録・情報収集
- プレアボイド事例の把握・収集に関する取り組み
- 副作用報告に関する手順書の作成・報告体制の整備
- かかりつけ薬剤師指導料等に係る届出
- 管理薬剤師の実務経験(薬局勤務経験 5 年以上、同一の保険薬局に週 32 時間以上勤務かつ 1 年以上在籍)
- 薬学的管理指導に必要な体制・機能の整備(研修計画・受講等)
- 患者様のプライバシーに配慮した服薬指導を実施する体制
- 要指導医薬品・一般用医薬品(48 薬効群)・緊急避妊薬の備蓄

- 健康相談の取り組み
- 敷地内禁煙・喫煙器具やタバコの販売禁止

◇ 連携強化加算に関する事項

当薬局では、以下の体制を整備し、連携強化加算を算定しており、第二種協定指定医療機関の指定を受けております。また、オンライン服薬指導の実施要領に基づき通信環境の確保をしております。要指導医薬品及び一般用医薬品並びに検査キット(体外診断用医薬品)を販売しております。

- 新型インフルエンザ等感染症の発生時における体制の整備について
 1. 感染症の発生時における医療の提供にあたっての研修・訓練の実施(外部機関での研修・訓練に参加する場合を含む)
 2. 個人防備具を備蓄
 3. 要指導医薬品及び一般用医薬品の提供、感染症にかかる体外診断用医薬品(検査キット)の提供、マスク等の感染症対応に必要な衛生材料の提供ができる体制を新型インフルエンザ等感染症の発生がないときから整備
- 災害の発生時における体制の整備について
 1. 災害の発生時における医療の提供にあたっての研修・訓練の実施(外部機関での研修・訓練に参加する場合を含む)
 2. 自治体からの要請に応じて、避難所・救護所等における医薬品の供給または調剤所の設置に係る人材派遣等の協力を行う体制
 3. 地方公共団体や地域の薬剤師会等と協議の上で、当該保険薬局のみまたは当該保険薬局を含む近隣の保険薬局と連携して、夜間・休日等の開局時間外であっても調剤及び在宅業務に対応できる体制

◇ 後発医薬品調剤体制加算に関する事項

当薬局では、後発品への変更調剤を積極的に行っており、後発医薬品の使用数量の割合に応じて規定の調剤報酬点数表に従い後発医薬品調剤体制加算3を算定しております。ただし、変更は成分名の記載による処方や後発医薬品への変更が可能な処方に限ります。

先発医薬品を希望される患者様は、スタッフにお申し出ください。

◇ 医療情報取得加算に関する事項

当薬局では、オンライン資格確認システムを活用し薬剤情報等を取得・活用することにより、質の高い保険調剤の提供に努めており、医療情報取得加算を算定しております。

マイナンバーカードの利用で調剤情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。正確な情報を取得・活用するため、マイナンバーカード保険証の利用にご協力をお願いいたします。

◇ 医療 DX 推進体制整備加算に関する事項

当薬局では、医療 DX 推進体制整備加算を算定しております。

- オンライン資格確認システムを通じて患者様の診療情報、薬剤情報等を取得し、調剤、服薬指導等を行う際に当該情報を閲覧し活用しています。
- マイナンバーカードの健康保険証利用を促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- 電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを活用するなど、医療 DX に係る取り組みを実施しています。

- 医療情報システムの安全管理に関するガイドラインや薬局におけるサイバーセキュリティ対策チェックリストを活用するなどして、サイバー攻撃に対する対策を含めセキュリティ全般について適切な対応を行う体制を整えています。

◇ 無菌製剤処理加算に関する事項

当薬局は、2人以上の薬剤師(1名以上が常勤の保険薬剤師)が勤務し、クリーンベンチを備えています。注射等の無菌的な調剤を行った場合、無菌製剤処理加算を算定いたします。

◇ 特定薬剤管理指導加算2に関する事項

当薬局では、以下の基準を満たし、抗がん剤注射による治療を行う患者様に対して、治療内容を把握し処方医との連携のもと、副作用の確認等のフォローアップを行っております。該当の対応を行った場合に、特定薬剤管理指導加算2を算定しております。

- 保険薬剤師の経験5年以上の薬剤師が勤務
- 患者様のプライバシーに配慮した服薬指導を実施する体制
- 麻薬小売業者免許の取得
- 医療機関が実施する化学療法に係る研修会への参加(年1回以上)

◇ かかりつけ薬剤師指導料 および かかりつけ薬剤師包括管理料に関する事項

当薬局では、以下の基準を満たす薬剤師が、患者様の同意を得てかかりつけ薬剤師として医師と連携して患者さんの服薬状況を一元的・継続的に把握し、服薬指導を行います。該当の対応を行った場合に、かかりつけ薬剤師指導料等を算定しております。

- 保険薬剤師の経験3年以上
- 週32時間以上の勤務
- 当薬局1年以上在籍
- 研修認定薬剤師の取得
- 医療に係る地域活動の取り組みへの参画

患者様の「かかりつけ薬剤師」として、安心して薬を使用いただけるよう、複数の医療機関にかかった場合でも処方せんを一括して受け取らせていただき、使用している薬の情報を一元的に把握し、薬の飲み合わせの確認や説明をいたします。

◇ 在宅患者訪問薬剤管理指導料に関する事項

在宅にて療養中で通院が困難な場合、調剤後にご自宅や施設を訪問し薬剤服薬指導および服薬管理のお手伝いをさせていただくことができます。ご自宅等に訪問し、薬学的な管理および指導を実施した際に、在宅患者訪問薬剤管理指導料(医療保険の方)・居宅療養管理指導料もしくは介護予防居宅療養管理指導料(介護保険の方)を算定いたします。なお、薬剤師による在宅訪問には、医師の了解と指示が必要となりますので、ご希望の場合はご相談ください。

◇ 在宅薬学総合体制加算に関する事項

当薬局は、薬剤師による在宅訪問を実施しており、開局時間外であっても在宅患者様の体調急変に対応できる体制を含め、在宅薬学総合体制加算2についての厚生労働省所定の基準を満たしております。在宅訪問を行った場合に算定しております。

◇ 在宅中心静脈栄養法加算に関する事項

当薬局は、高度管理医療機器等販売業の許可を受けております。在宅中心静脈栄養法が行われている患者様に対して、輸液セットを用いた中心静脈栄養法用輸液等の薬剤の使用等在宅での療養

の状況に応じた薬学的管理及び指導を行った際に算定いたします。

◇ 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算に関する事項

当薬局は、麻薬小売業者の免許及び高度管理医療機器等販売業の許可を受けております。医療用麻薬持続注射療法が行われている在宅患者様に対して、注射ポンプによる麻薬の使用など在宅での療養の状況に応じた薬学的管理及び指導を行った際に算定いたします。

◇ 時間外等加算（時間外・休日・深夜）に関する事項

当薬局では休日、夜間を含む開局時間外であっても調剤および在宅医療業務に対応できる体制を整えております。

緊急を要する場合は、店舗へお電話をお願いします（携帯電話へ転送されます）。営業時間外の調剤につきましては、お時間がかかる場合があります。また、以下のように時間外・休日・深夜加算が発生いたしますのでご了承下さい。

- ・ 時間外加算：基礎額の 100%
- ・ 深夜加算：基礎額の 200%
- ・ 休日加算：基礎額の 140%

◇ 夜間・休日加算に関する事項

平日 18：00 以降、土曜日 13：00 以降、日曜日・祝日・年末年始（12/29～1/3）の終日に処方せんを受け付けた際に算定いたします。

◇ 療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いについて

- ・ 薬の容器代
原則として料金はいただいておりません。
- ・ 患者様宅への医薬品の持参料・郵送料
薬局の医薬品の在庫不足による不足分のお届けについての料金は、いただいておりません。患者様のご希望に基づく医薬品の持参料や郵送料は、原則として患者様負担となりますのでご了承ください。
- ・ ご希望に基づく内服薬の一包化
医師の指示があった場合に限り、規定の調剤報酬点数表に従い算定いたします。